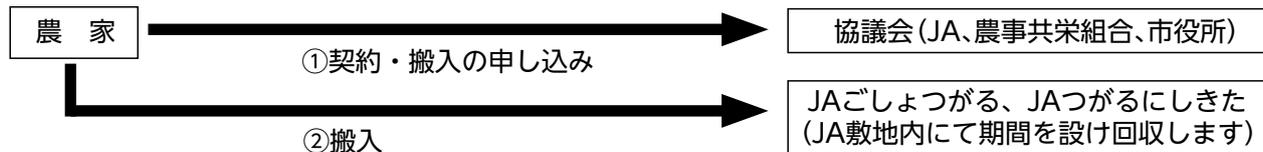


農業用廃プラスチックの処理方法について

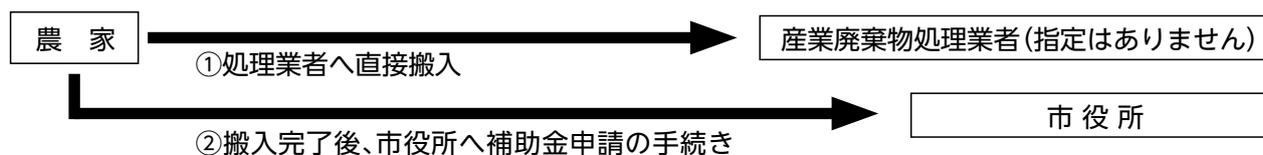
1 JAで処理する場合 申し込みしていない方は搬入できません。



①契約・搬入 申込受付期間	7月1日(月)～8月30日(金) ※土日祝日を除く。
②搬入処理 受付日時・ 場所	9月5日(木) 9時～11時 JAつがるにしきた越水ントリーエレベーター 9月12日(木) 9時～11時 JAごしょつがる木造総合支店 10月10日(木) 9時～11時 JAごしょつがる木造総合支店 10月24日(木) 9時～11時 JAつがるにしきた語利育苗センター ※JA組合員・JA組合員以外の方ともに申し込み手続き完了後、いずれの場所にも搬入できます。
必要書類	契約・搬入申込時 通帳、通帳届出印、処理委託申込書、口座引落承諾書 処理受付時 運転免許証等本人確認書類、(株)青南商事との契約書
プラの種類	ポリエチレン、塩化ビニール、育苗箱、肥料袋、農薬ポリ容器等
処理料金	処理単価約85円/kg 今年度は処理料金の1/2を協議会が負担し、1/2を農家の方に負担していただきます。 例) 処理料金：1万円の場合 (協議会負担分5千円 農家負担分5千円) ※JA組合員の方は後日、口座引落となります。JA組合員以外の方は、後日振り込みしていただきます。
注意事項	土、砂、木屑、紙屑、金属等は事前に取り除いてください。また、農薬袋、農薬容器等を処理する際は、洗浄(水洗いのみ可)が必要です。不十分な場合は、受け付けできません。事前に分別して搬入するようご協力をお願いします。

2 処理業者で処理する場合

業者により処理できる種類や料金等が異なりますので、事前に詳細を業者にご確認の上、搬入してください。



市補助金について(処理業者で処理する場合に限ります)

補助金額	つがる市内の業者：処理金額(税抜き)×1/4以内 西北地域管内の業者(つがる市内の業者を除く)：処理金額(税抜き)×1/3以内 西北地域管外の業者：処理金額(税抜き)×1/2以内
受付期間	11月1日(金)～11月22日(金) ※閉庁日を除く。 受け付けできる領収書は、4月1日から11月22日までの間に処理したものに限りです。
受付場所	市役所農林水産課
必要書類	処理数量がわかるマニフェスト、領収書、認め印、補助金を受ける方の通帳

※JAおよび処理業者へ廃プラスチックを運搬する場合は、「産業廃棄物収集運搬車・搬入車氏名」を記載したものを車両の両側に貼り付けた上で運搬してください。詳しくは農林水産課へお問い合わせください。

【契約・搬入の申し込み・問い合わせ先】

市役所農林水産課 電話42-2111(内線414) JAごしょつがる木造総合支店 電話42-9144
JAつがるにしきたつがる統括支店 電話46-2215、森田事業所 電話26-3018
富苑事業所 電話56-3171、つがる市農事共栄組合事務局 電話42-3205



つがる市の農業を応援します！ 農業活性化総合対策事業



(1) 低コスト・省エネルギー機械導入事業 (国や県等の補助事業の対象になっていないものに限りません。)

対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費 (税抜き)	補助金額
低コスト・省エネルギー化が見込まれる機械導入に対する費用	認定農業者または認定新規就農者	低コスト、省エネルギー化が証明され、耐用年数5年以上かつ単品取得価格30万円以上の機械。ただし、農業以外でも使用できる汎用性が高いものは除く (例、軽トラ、フォークリフト、冷蔵庫等)	補助対象経費 (税抜き) の1/4以内 上限50万円

(2) 農業用資格取得・研修費等補助事業

対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費 (税抜き)	補助金額
農業に関する新規の資格取得経費および組織の活動費	認定農業者 (ただし、狩猟免許取得は除く)	農業に関する資格・免許取得に必要な経費 (交通費・宿泊費等は除く)	補助対象経費 (税抜き) の1/2以内 上限20万円
	20戸以上で構成された農業生産組織 (農協等の部会は除く) 3戸以上で構成された農業生産組織 (40歳未満の若手農業者や後継者)	防除周知看板作成費・栽培技術講習会費・先進地研修費 (飲食費等除く)・会議資料作成費・検査調査費・試験研究費	補助対象経費 (税抜き) の1/2以内 上限15万円

(3) 6次産業化促進事業

対象経費等	補助対象事業主体	補助対象経費 (税抜き)	補助金額
6次産業化のための機械・施設および更新する経費	地元産の農畜水産物等を活用した付加価値の高い商品開発や販売促進に係る6次産業化を推進する農業者または農業生産組織	<ul style="list-style-type: none"> 機械設備等購入経費 耐用年数5年以上かつ単品取得価格30万円以上 6次産業化のための、加工施設の新設・改修・修繕費 	補助対象経費 (税抜き) の1/2以内 上限200万円

(4) 園芸施設用パイプハウス導入事業

補助対象事業主体	補助対象経費 (税抜き)	補助金額
認定農業者で、導入するハウスで3年以上園芸作物を作付けし、園芸施設共済事業等へ加入する農業者 (3年間出荷伝票等販売を確認できる書類を提出してください)	新設する園芸施設用パイプハウス6,800円/㎡を上限とします。	①国・県の補助を受けない場合は3/10以内 1申請者当たり上限50万円 ②国・県の補助を受けた場合は1/10以内 1申請者当たり上限15万円

(5) 果樹防風網張替等事業

補助対象事業主体	補助対象経費 (税抜き)	補助金額
市内の樹園地で作付けし、園芸施設共済事業等へ加入している農業者	張替用防風網購入費用および設置費用	補助対象経費 (税抜き) の3/10以内 申請者1人当たり上限30万円

受付期間 随時受け付けています。(閉庁日を除く)

必要書類等 見積書3者 (果樹防風網張替等事業は2者)・通帳・認め印

※上記に加え、機械の場合はカタログ (更新の場合は現在使用している機械の性能がわかるもの)、組織や集団等の場合は規約・機械管理運営規定等。事業の要件により、その他の書類等が必要になる場合があります。

留意事項

- 令和6年度内に事業を完了してください。
- 補助金の交付決定前に購入等したものは対象外です。
- つがる市民 (市内の組織や集団等) で、市税の滞納がない方に限ります。
- 予算の範囲内での補助となりますので、申請順に受け付けし、予算の上限に達した場合は締め切ります。

【申請・問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111 (内線414)